

南越前町告示第43号

南越前町資源回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内の地域住民で組織する団体(以下「団体」という。)が実施する町内各家庭からの資源回収に対し奨励金を交付することにより、資源の有効利用に対する町民の意識の高揚及びごみの減量化による処理経費の低減を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。
- (2) 営利を目的にしないこと。
- (3) 回収した資源を次条に規定する資源回収業者に引き渡すこと。

(資源回収業者)

第3条 前条の規定により団体が回収した資源の引渡しを受ける資源回収業者(以下「業者」という。)は、南越前町に届け出たあるナンエツ再生資源協同組合員である業者とする。

第4条 削除

(資源回収業者の届出)

第4条 前条の規定による業者の届出は、資源回収業者届出書(様式第1号)によるものとする。

(対象品目)

第5条 奨励金の交付対象品目は、古紙類(新聞、雑誌類、段ボール)とする。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、団体については資源回収量1キログラム当たり10円の額を乗じて得た額とし、業者については資源回収量1キログラム当たり3円の額

を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする団体は、毎年度資源回収実施後に資源回収奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第2号)に業者が発行する計量伝票と受入伝票を添付し、町長に提出しなければならない。

2 奨励金の交付を受けようとする業者は、毎年度資源回収実施後に資源回収奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書(業者用)(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付等)

第8条 町長は、前条の申請書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に、資源回収奨励金交付決定及び額の確定通知書(様式第4号)により通知する。

2 町長は、前項に規定する通知を行ったときは、前条の申請書類に記載の銀行口座に、口座振込みの方法により奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体に対し当該奨励金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。